田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

17

上

◇ 告 示 ページ ○ 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業 者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2 〇 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防 サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課 1 4 ◇ 公 告 ○ 保険契約に係る一般競争入札の公告【消防局総務部総務課】 5 ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(3件)【産業経済局地域・観光産 業振興部商業・サービス産業政策課】 8 ◇ 人事委員会 ○ 不利益処分についての審査請求に関する裁決書【行政委員会事務局調 查課】 14 ◇ 雑 報 ○ 市政功労者の表彰【総務局総務部総務課】

北九州市告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	ひなたケアサー	北九州市八幡西	株式会社松隈	令和2年2
7 0 7 6	ビス	区野面二丁目7	機設工業	月1日
4 3		番 2 3 号		

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 6 7	訪問看護ステー	北九州市小倉北	株式会社サポ	令和2年2
7 9 0 8	ション サポー	区宇佐町一丁目	ートハウス小	月 1 日
7 5	トハウス小倉	5番11号	倉	

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	アルスケア	北九州市戸畑区	株式会社エイ	令和2年2
3 0 1 3		中本町11番2	アールエス	月 1 日
4 8		号		

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	アルスケア	北九州市戸畑区	株式会社エイ	令和2年2
3 0 1 3		中本町11番2	アールエス	月 1 日
3 0		号		

5 居宅介護支援

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	ケアプラン 泉	北九州市門司区	合同会社るる	令和2年2
1 0 2 9		大里東一丁目6	ど	月 1 日
6 9		番 2 5 号		
4 0 7 0	ニリエテラスケ	北九州市小倉南	株式会社エー	令和2年2
5 0 5 7	アちえたす	区沼南町二丁目	ルアクティブ	月 1 日

2 4	2番26-1002号	
4 0 7 0 6 0 2 0 9 1	北九州市八幡東 区祇園原町3番 28号エスペラ	令和2年2 月1日
9 1	20 g エ へい / ンサ祇園原町 1	

北九州市告示第40号

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	大里ケアセンタ	北九州市門司区	合同会社大里	令和2年1
1 0 2 3	<u> </u>	小松町2番42	ケアセンター	月 3 1 日
5 7		号		
4 0 7 0	ヘルパーステー	北九州市八幡西	株式会社シャ	令和2年1
7 0 7 5	ションひめりん	区野面一丁目8	ンティ	月 3 1 日
2 8		番1号		

2 通所介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	きょうわ門司デ	北九州市門司区	協和産業株式	令和2年1
1 0 1 2	イサービスセン	中二十町6番1	会社	月31日
9 2	ター	6 号		

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
•	短期入所生活介 護うみかぜ	北九州市若松区 本町二丁目14 番7号		令和 2 年 1 月 3 1 日

4 居宅介護支援

事業所	番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号					
4 0 7	0	ケアプランセン	北九州市若松区	医療法人徹滋	令和2年1
2 0 1	6	ター せせらぎ	白山一丁目2番	会北﨑医院	月31日
0 5			2 1 号		

北九州市公告第83号

一般競争入札により、保険契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 保険内容
 - (1) 保険名 消防艇ひまわりの船舶保険
 - (2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり
 - (3) 保険契約期間

令和2年3月20日午前8時から令和3年3月20日午前8時まで

- (4) 履行場所 北九州市小倉北区浅野三丁目10番50号 小倉北消防署浅野分署
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載 された金額をもって落札金額とする。
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局総務部総務課

(2) 期間

この公告の日から令和2年3月2日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで並びに同月3日の午前9時から午前10時まで

- 3 入札に参加するための要件
 - (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
 - (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。
- 4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局総務部総務課

(2) 期間

ア 持参する場合は、この公告の日から令和2年2月26日まで(日曜日

等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

- イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から 令和2年2月26日午後4時30分までに必着のこと。
- 5 入札及び開札の日時並びに場所
 - (1) 入札日時 令和2年3月3日 午前10時
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札場所

北九州市小倉北区大手町3番9号

北九州市消防局庁舎2階災害対策本部室

6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市消防局総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3802

FAX 093-592-6898

北九州市公告第84号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ小倉愛宕店 北九州市小倉北区愛宕一丁目5番65号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 西部ガス興商株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号 代表取締役 佐藤 操
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 西部ガス興商株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号 代表取締役 柘植明善

(2) 変更後西部ガス興商株式会社福岡市博多区千代一丁目17番1号代表取締役 佐藤 操

- 4 変更の年月日平成31年4月1日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年1月30日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年6月12日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年6月12日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第85号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンリブ西小倉 北九州市小倉北区竪町二丁目2174番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 西部ガス興商株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号 代表取締役 佐藤 操
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 西部ガス興商株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号 代表取締役 柘植明善

(2) 変更後西部ガス興商株式会社福岡市博多区千代一丁目17番1号代表取締役 佐藤 操

- 4 変更の年月日平成31年4月1日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年1月30日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年6月12日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年6月12日までに北九州市産業 経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提 出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第86号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あるあるCity

北九州市小倉北区浅野二丁目14番15号

2 大規模小売店舗を設置する者

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表取締役 飯盛徹夫

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前

株式会社アパマンショップホールディングス

東京都千代田区大手町二丁目6番1号3階

代表取締役 大村浩次

変更後

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表取締役 飯盛徹夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

有限会社ジャングル

大阪市浪速区日本橋三丁目4番16号

代表取締役社長 塩田浩司

他 1 0 者

変更後

有限会社ジャングル 大阪市浪速区日本橋三丁目4番16号 代表取締役社長 塩田浩司 他8者

- 4 変更の年月日
 - (1) 前項第1号 平成30年1月26日
 - (2) 前項第2号 令和2年2月1日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年2月3日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年6月12日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年6月12日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市人事委員会公告第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則(平成9年北九州市人事委員会規則第2号。以下「審査請求規則」という。)第62条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年2月12日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会は、下記の審査請求人に係る審査請求について、審査請求規則第53条第1項第2号の規定により、裁決で却下する。

当該裁決に係る裁決書の正本は、北九州市人事委員会が保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

なお、公示をした日の翌日から起算して14日を経過したときは、当該裁決 書の正本の送付があったものとみなす。

記

- 1 審査請求人の氏名 別紙のとおり
- 2 裁決を行った審査請求

昭和44年(不)第1~3749号 10.8教組事案

昭和45年(不)第23~3721号 11.13教組事案

昭和46年(不)第7~2915号 7.15教組事案

昭和48年(不)第133~2324号 4.27教組事案

昭和50年(不) 第147~2387号 4.11教組事案

昭和51年(不) 第106~2299号 12.10教組事案

昭和52年(不)第115~2249号 4.20教組事案

昭和53年(不)第1~2095号 4.15教組事案

昭和54年(不)第1~1867号 53年教組大量事案

昭和56年(不)第70~2003号 56年6月教組大量事案

昭和57年(不)第1~1995号 56年10月教組大量事案

昭和58年(不)第1~2029号 57年教組大量事案

昭和59年(不)第13~2005号・2007号 58年教組大量事案

昭和60年(不)第1~2010号 59年教組大量事案

昭和43年(不)第64~122号 合理化紛争市職労事案

昭和47年(不)第66号~132号 5.19市職労事案

昭和49年(不)第25~124号 4.27市職労事案

昭和49年(不)第147~220号 12.4市職労事案

昭和52年(不)第33~114号 4.20市職労事案

3 備考

当該裁決書の正本は、北九州市行政委員会事務局調査課(電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 0 4 2) において交付する。

(別紙)

西村 藤江	林 宏	野崎 ミサコ	長谷川 信明
鳥谷 巌	青山 都	野村 環	奥本 光枝
草村 重喜	西原 元彦	中溝 智恵子	青木 多美子
赤司 邦光	井上 和子	青山 幸雄	梅津 シヅ子
近江 玲子	高田 文雄	白石 正子	武田 満生
安田 セイ	岩田 愛子	竹井 和子	城島 健行
志道 サカヱ	飯田 幸隆	堀江 栄一	中村 治
内藤 喜行	進昂一郎	友松 正道	石村 武治
谷 恵子	和田 嘉雄	舛谷 達也	甲斐 昌子
古賀 桂子	近藤 充生	吉田 一郎	小溝 澄
初田 信雄	大西 久子	石井 一子	松尾 良生
松尾 澄子	千原 長子	矢野目 昌幸	波多野 美幸
岸川 静子	野間口 ヱン子	佐伯 房子	山下 イクノ
中江 由次	松本 幸子	安武 敏夫	西本 菊子
作村 安子	森清 玲子	山田 剛義	益山 重三
	\(\rangle \) 113 1. 3	, , , , , , , ,	

北九州市表彰規則(昭和40年北九州市規則第96号)により、令和2年 2月10日に表彰されたものは、次のとおりである。

令和2年2月12日

北九州市長 北 橋 健 治

社会福祉功労

受賞者氏名
池田清一
池田隆
石松 洋次
川村 眞由美
京極 義穂
古賀 英明
杉本 あつ子
節丸浩一
髙杉 由明
髙瀬 康明
竹内 直美
田中 紀代子
中川

中口。	久美子
中村	照子
長谷川	惠助
浜岡	晶子
稗田	和夫
藤原	多實子
掘上	清
松田	好仁
宮本	修次
森川	裕久
山田	洋子
吉成	英明
渡邉	智子
明石	美智子
新井	節代
井手	由美
岩山	勝也

植松 由起子
大久保裕文
緒方 撰子
小川 徹
狩生 惠美子
仮屋崎 通泰
川口 雅子
清末 尚代
草木迫 靜香
小池 弘
是木 まゆみ
榮 幸子
島戸 実千子
鈴木 牧子
武内 一夫
田中 博子
丹波地 憲子

塚崎 伊佐男
中川 智左子
中杉 長男
中村 豊子
西井 真奈美
林田 猛利
東中宏
藤原 香代子
細川 勲
本田 敏朗
本田 敏朗
三村 忠子
宮川 孝明
宮本 美惠子
和田 久美子
新井 豊
伊﨑 建次

石谷	加代子
宇田	幸江
鵜沼	悟
奥武	真由美
梶	初美
金島	久雄
川邉	理恵
川原	千壽子
黒岩	俊弘
小森	淳子
境目	智義
坂根	溥二
佐藤	智美
宿里	清伸
繁永	國夫
清水	なおみ
下川	寅雄

下川	文男
立田	勢津子
坪根	義則
土井	智子
利光	直子
永留	英 子
中村	多枝子
中村	裕子
濱田	俊史
林	惠子
檜垣	清隆
平井	清喜
平岩	省次
廣瀬	敏夫
福田	宏行
藤末	金矢
増井	徹也

松井 清記
松田 眞壽美
南竜美
宮本 仙一
村田岩夫
森 洋子
諸藤 眞知子
柳 研一
山手 幸枝
吉本 保
四ツ谷 雅子
伊髙繁男
上野 征雄
大竹 郁子
沖原 勝美
合田 英子
田中 智子

水流 美千代
土井 髙德
那須 篤義
松山 真道
三重野 靖子
吉永 勝好
若松 絵理子
荒 久田 正幸
井上 寿美
岩野 章子
梶原 富士雄
柴田 多賀男
高野 次義
財部 陽一
伊達 啓子
玉山 初子
東崎 キミ子

永 田	恭子
中村	玲子
橋田	征夫
藤野	博
松鳥	善成
宮地	久男
森久	、美子
安永	隆嗣
山内	浩視
和才	健治
安部	桂一
上野	英子
大隈	信敏
大庭	清美
織田	進
小田	廣幸
落水	徹雄
•	

小野	喜代美
梶原	正道
金子	正男
坂井	浩司
酒井	由美子
坂口	陽子
坂田	美知子
佐藤	武夫
佐藤	忠熾
佐藤	町子
茂岡	重男
清水	幸子
白石	惠光
白石	信太郎
仙﨑	説子
高橋	正治
辰川	律子

仲 賢六郎
永井 博文
永田 麻由美
永野 洋子
夏田和美
西勢津子
西田 光良
日高 きみよ
平井 郷子
廣重 ふくみ
福永 佐美子
福間 敏彦
藤瀬 裕美
藤野 正次
古田陽子
堀田 美由紀
丸碆 俊子

萬德 敏子
1 1/15/ 1997 1
壬生 正德
宮本 信利
宗廣 義信
村田 久仁子
八木 敦巳
柳瀬 伸子
山口 美津子
山地 朋子
山之上 常實
山之上 稔
山本 幸男
吉田 美雪
和泉 政良
井上 順子
上永 徹
大玉 政子

尾﨑	友喜
菊池	武紹
佐渡	光子
佐藤	妙子
田中	由紀子
長尾	昭彦
濱	眞弓
濵田	克己
林田	京子
肘井	尚記
肘井	範子
平田	好子
廣瀬	芳江
福田	泰治
松本	剛重
光武	繁告
八木	一己

安田 恭子
山縣 ますみ
山平 蓉子
横田健治
若松 敏英
渡邉 登
中島 睦世

教育文化功労

受賞者氏名
岡田 愼一
松下 規子
力丸 哲美
蜷木 健
橋本 敏昭
吉田 ゆかり
占部 友一

支昭
美香
5.
一郎
口生
青範
章澄
三之
三浩
川彦
É

産業経済功労

受賞	者氏名
 編集 	田 暁
宮ス	本 豊

消防功労

受賞者	· 氏名
高森	光男
上村	次吉
吉永	範江

永年勤続功労

水十割肌の刀
受賞者氏名
合馬 誠一
大塚 祥司
岡本 直樹
野見山 真人
野村 誠教
藤岡 淳子
佐伯 和則
實政 公美子
尾形 奈々美
田中 幸二

戸田 稔子
宮﨑良生
井上 功
有松 靖弘
櫻井 弘晃
加藤 尚志
倉石 恵利子
坂口 嘉代
安田 弘之

まちづくり功労

受賞者氏名

石塚 政章

イメージアップ功労

受賞者氏名 鍛冶町・堺町を明るくする会 西川 幸夫

男女共同参画功労

受賞者氏名
久留 美千江
西川 里子
山﨑 乃武子
大石 紀代子
大河内 哲子
久保山 悦子
立石 由美子
松村 佐和子

人命救助

受賞者氏名

北九州市立もじ少年自然の家 指定管理者 玄海グリーン& アドベンチャー共同事業体

一般社団法人福岡県建造物 解体工業会北九州支部

寄付

受賞者		
髙城	壽雄	

髙宮 弘光
三浦 文子
横田 達之輔
國武 豊喜
山九株式会社